

地域審議会の取扱い(案)

新市において、旧美原町区域に地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の組織及び運営に関する事項については、今後、協議する。

地域審議会とは

趣 旨

合併をすると、区域固有の住民の意見が、合併後の新市の施策に反映されにくくなるという懸念に対し、地域の実情に応じた施策の実施に関して、よりきめ細やかに住民の意向を反映できるよう、合併特例法により制度が創設された。

内 容

合併関係市町村の区域であった区域ごとに置くことができるもので、新市の長の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について新市の長に意見を述べる地方自治法に基づく附属機関である。

・ 審議事項等（一般的なもの）

新市の長の諮問に応じて意見を述べること

市町村建設計画の変更

市町村建設計画の執行状況（定期的）

予算編成の際の事業等に関する要望

基本構想・各種計画の策定・変更

必要に応じ新市の長に意見を述べること

市町村建設計画の執行状況（随時）

公共施設の設置・管理運営

各種施策の実施状況

・ 設置期間

合併関係市町村の協議により期間を定めて設置される。設置期間の決定にあたっては、市町村建設計画が変更される際、地域審議会が設置されている場合にはその意見を聴くこととされていることなどから、市町村建設計画の期間（5年～10年）を目安とすることが適当と考えられる。

設置手続

地域審議会は、合併前の懸念や不安を払拭しようとする制度であるので、合併前に合併関係市町村の協議により、合併関係市町村の議会の議決を経て設置される。

合併関係市町村で協議により定めておく事項は、構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織・運営に関し必要な事項とされている。

【合併特例法】

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれ定めなければならない。